

答申第 818 号
諮問第 1276 号

件名：配偶者からの暴力を訴えている事例についての一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 2 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 1 月 22 日及び同年 2 月 4 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 2 月 5 日及び同月 18 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、条例第 7 条第 2 号、第 5 号、第 6 号に該当しないというものである。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、2 件の一部開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、当該 2 件の一部開示決定は、対象となる行政文書、決定内容等が同一又は類似していることから、実施機関は、当該 2 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件開示請求は、平成 24 年度から各開示請求日までの間における愛知県健康福祉部子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）が岡崎市及び名古屋市との間で入手及び発出した文書のうちドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）に関するものであると解した。

子育て支援課が所管する DV に関する事務として、児童手当に関する事

務がある。

児童手当は、支給を受けようとする者（一定の公務員を除く。）が住所地等の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に認定の請求をし、養育状況や所得状況等の支給要件を満たした場合に支給されるものであるが、その認定や支給は児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 7 条及び第 8 条により市町村長の権限と規定されており、都道府県は同法第 18 条により児童手当の費用の一部を負担することとされている。

愛知県においても、同法に基づき事務を行っている。現に手当の支給を受けている者で、配偶者から暴力を受けたと訴えている者（以下「請求者」という。）の配偶者であるもの（以下「配偶者」という。）については、例えば、請求者が専属的に児童の監護を行っており、かつ生計が同一である場合、児童手当を受給している配偶者の監護があっても児童の生計を維持する程度の高い者が請求者であると認められる場合等には、市町村長が職権により配偶者が有する児童手当の支給事由消滅処理を行うことができるとされている。この事務については、厚生労働省からの通知である平成 24 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 4 号「児童虐待・DV 事例における児童手当関係事務処理について」に基づき、都道府県と市区町村との間で連携を取って事務処理を進めることとされており、請求者及び配偶者の所在する市区町村が異なる場合は、請求者の所在する市区町村が都道府県に対して（所在する都道府県が異なる場合は請求者の所在する都道府県を通じて）、配偶者からの暴力を訴えている事例を通知し、都道府県はこの通知を受けて配偶者の所在する市区町村に対し（所在する都道府県が異なる場合は配偶者の所在する都道府県に対し）、配偶者からの追跡の可能性を排除するため請求者の所在する市区町村名等を伏せた上で、職権による支給事由消滅処理を行うよう通知する（以下「処理依頼通知」という。）。それを受けて、職権による支給事由消滅処理を行った市区町村はその旨を都道府県に通知し（所在する都道府県が異なる場合は配偶者の所在する都道府県を通じて）、通知を受けた都道府県は請求者の所在する市区町村に（所在する都道府県が異なる場合は請求者の所在する都道府県に対し）その旨を通知する（以下「処理結果通知」という。）ことで児童手当の適正な支給を行っているところである。

以上のことから、本件行政文書として、この通知を含む「配偶者からの暴力を訴えている事例について」（通知）を特定した。そして、本件行政文書は、処理依頼通知と処理結果通知の 2 種類の文書に大別される。

処理依頼通知は、起案文、請求者の所在する市区町村（所在する都道府県が異なる場合は請求者の所在する都道府県を通じて）から本県への通知文（公的機関の証明書等を含む。）及び本県から配偶者の所在する市区町村（所在する都道府県が異なる場合は配偶者の所在する都道府県）への通

知文案で構成されている。起案文には、題名、起案日、施行日、文書番号、起案者の所属、氏名及び印影、決裁者の職及び印影、県市区町村の名称、伺い文等が、請求者の所在する市区町村から本県への通知文及び本県から配偶者の所在する市区町村への通知文案には、文書番号、通知日、收受日、県市区町村等の名称及び印影、通知文の本文、請求者及び配偶者の住所、氏名及び生年月日、子の氏名、配偶者からの暴力を訴えている事例と判断した理由等が記載されている。

処理結果通知は、起案文、配偶者の所在する市区町村（所在する都道府県が異なる場合は配偶者の所在する都道府県を通じて）から本県への通知文（鑑文を含む。）及び本県から請求者の所在する市区町村（所在する都道府県が異なる場合は請求者の所在する都道府県に対し）への通知文案（鑑文を含む。）で構成されている。起案文には、題名、起案日、施行日、文書番号、起案者の所属、氏名及び印影、決裁者の職及び印影、県市区町村の名称、伺い文等が記載され、配偶者の所在する市区町村から本県への通知文及び本県から請求者の所在する市区町村への通知文案には、文書番号、通知日、收受日、県市区町村の名称、電話番号及び印影、通知文の本文、請求者及び配偶者の住所、氏名及び生年月日、子の氏名、市区町村が配偶者からの暴力を訴えている事例と判断した理由等が記載されている。

このうち不開示とした部分は、請求者及び配偶者の氏名、住所及び生年月日、子の氏名、起案日、施行日、文書番号、通知日、收受日、県市区町村の名称、電話番号及び印影等（以下「請求者の氏名等」という。）並びに市区町村が配偶者からの暴力を訴えている事例と判断した理由に関する部分（以下「理由部分」という。）である。

なお、理由部分は、具体的には、該当する事例を選択する欄、該当年月日を記入する欄及び備考欄から成っている。該当年月日を記入する欄の日付が、配偶者の受給権の消滅日となるが、当該日付については、該当する事例の事実が客観的に確認できる日付、例えば公的機関が発行する請求者に係る婦人相談所等による証明書の日付等により決定される。

また、備考欄には、該当する事例を選択する欄で選んだ事例についての具体的日付、相談機関等の事例の詳細を記載することとなっており、これにより請求者の所在する市区町村が該当年月日の欄に記入した日付の正確性を本県で確認することとなっている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

請求者の氏名等及び理由部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、これらの情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当せず、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報とは認められないため、同号ただし書ロにも該当せず、請求者、配偶者及び子は公務員ではなくその職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ハにも該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

以上のことから、請求者の氏名等及び理由部分は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 5 号該当性について

理由部分は、請求者の所在する市区町村により、請求者の避難日、避難先等配偶者の受給資格の消滅日を特定するための情報の他、請求者の請求年月日等の情報が記載されており、公にすることとなれば、当該市区町村が配偶者に開示されることを意識して、請求者の情報を詳細に記載しなくなり、県と市区町村の間の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

以上のことから、当該部分は、条例第 7 条第 5 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

理由部分は、請求者の避難先に係る情報が記載されており、これらの情報と配偶者等が持っている他の情報を照合することにより、請求者の避難先が特定されてしまうおそれがあることから、県及び他の市区町村が行う DV に関する事務及び児童手当に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、当該部分は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、DV の被害者である請求者の所在する市区町村と DV の加害者である配偶者の所在する市区町村との間で配偶者に対する児童手当

の職権による支給事由消滅処理について県を通じて通知するため、子育て支援課において起案した文書一式のうち特定の市に係るものである。その構成及び記載内容は、前記 4(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

そして、実施機関は、別表の 3 欄に掲げる部分のうち、請求者の氏名等を条例第 7 条第 2 号に、理由部分を同条第 2 号、第 5 号及び第 6 号に該当するとして、不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、請求者の氏名等及び理由部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号本文該当性について

当審査会において実施機関に確認したところ、DV 事例に関しては、被害者の安全のため、被害者が避難した住所地に関する情報が加害者に漏れることのないよう細心の注意を払う必要があるところ、加害者の住所地の市役所又は町村役場は加害者との接触・対話の機会も多いことが想定されるため、児童手当の DV に関する事務においては、都道府県を介することにより、加害者の住所地の市町村に被害者の新住所地の情報が入らない仕組みとされ、被害者の確実な保護を図っているとのことである。

そうした事情を踏まえると、請求者の氏名等及び理由部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

よって、請求者の氏名等及び理由部分は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

当審査会において、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から都道府県

知事宛てに発出された通知である平成 24 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 4 号「児童虐待・DV 事例における児童手当関係事務処理について」を見分したところ、「事務処理を行う上では、虐待又は配偶者からの暴力に係る個人情報を、関係行政機関内で共有することとなる。…個人情報の内容にかんがみ、その取扱いには十分に留意すること。」という記載が認められた。さらに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 23 条第 1 項に秘密の保持に関する定めがあるように、請求者の氏名等及び理由部分を公にする法令等の定めはなく、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報でもないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

また、仮に請求者の氏名等及び理由部分に係る請求者、配偶者及び子が公務員等であったとしても、当該請求者の氏名等及び理由部分の情報は公務員等の職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、請求者の氏名等及び理由部分が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、請求者の氏名等及び理由部分は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 5 号該当性について

ア 条例第 7 条第 5 号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、理由部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関によると、理由部分は、該当する事例を選択する欄、該当年月日を記入する欄及び備考欄から成り、備考欄には該当する事例についての詳細が記載され、これにより請求者の所在する市区町村が該当年月日の欄に記入した日付の正確性を県で確認することとなっているとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、理由部分には、請求者の避難日、避難先等の配偶者の児童手当の受給資格の消滅日を特定するための情報などが記載されていることが認められた。

理由部分を公にすることになれば、請求者の所在する市区町村は、配偶者に開示されることを意識して、請求者の情報を詳細に記載しなくなり、県と市区町村との間の率直な意見の交換ができなくなるおそれがあり、県等の意思決定に対する支障が生ずるおそれがあると認められる。

ウ 以上のことから、理由部分は、条例第 7 条第 5 号に該当する。

(5) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、理由部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、理由部分には、請求者の避難先に係る情報が記載されていることが認められた。

このような情報を公にすることとなれば、配偶者等が知り得る他の情報と照合することにより、請求者の避難先が特定されるおそれがあると認められる。

したがって、請求者の新住所地の特定につながる情報を明らかにすることになり、請求者や市区町村との信頼関係が損なわれ、都道府県及び市区町村の行う DV に関する事務及び児童手当に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 以上のことから、理由部分は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 決定年月日	2 行政文書	3 実施機関が開示しないこととした部分
平成 26 年 2 月 5 日	・配偶者からの暴力を訴えている事例について（通知）（20 件） 〔岡崎市に発出した文書（平成 24 年度、平成 25 年度 DV に関するもの）〕 ・配偶者からの暴力を訴えている事例について（通知）（21 件） 〔岡崎市から入手した文書（平成 24 年度、平成 25 年度 DV に関するもの）〕 ・配偶者からの暴力を訴えている事例について（通知）（152 件） 〔名古屋市に発出した文書（平成 24 年度、平成 25 年度 DV に関するもの）〕 ・配偶者からの暴力を訴えている事例について（通知）（159 件） 〔名古屋市から入手した文書（平成 24 年度、平成 25 年度 DV に関するもの）〕	・請求者及び配偶者の氏名、住所及び生年月日 ・子の氏名 ・起案日 ・施行日 ・文書番号 ・通知日 ・収受日 ・県市区町村の名称、電話番号及び印影等
平成 26 年 2 月 18 日	・配偶者からの暴力を訴えている事例について（通知）（21 件） 〔岡崎市に発出した文書（平成 24 年度、平成 25 年度 DV に関するもの）〕 ・配偶者からの暴力を訴えている事例について（通知）（21 件） 〔岡崎市から入手した文書（平成 24 年度、平成 25 年度 DV に関するもの）〕	・市区町村が配偶者からの暴力を訴えている事例と判断した理由に関する部分

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 5. 1	諮問
28. 2. 8	実施機関から不開示理由説明書を受理
28. 2. 10	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 2. 15 (第481回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 9. 23 (第500回審査会)	審議
28. 11. 15 (第504回審査会)	審議
29. 1. 26	答申